

株 主 各 位

埼玉県川口市前川1丁目1番70号

**サイボウ株式会社**

代表取締役社長 飯塚 剛 司

## 第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日(月曜日)午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日(火曜日)午前10時
2. 場 所 埼玉県川口市前川1丁目1番70号 当社3階会議室
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第93期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第93期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.saibo.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日銀による金融緩和政策や、政府の景気浮揚政策を背景に企業収益が好調に推移し、設備投資や雇用情勢が改善して総じて緩やかに回復いたしました。一方、個人消費は低迷が続いており、中国の景気減速、米国の金融政策、原油価格の動向などから、国内景気の先行きは依然として不透明感が強まっております。

当社グループにおける事業環境は、特に繊維事業では、為替変動による原材料価格や労務費などへの影響や、個人消費の低迷から消費者の節約志向が続いており、総じて厳しい状況で推移いたしました。一方、収益の柱であります不動産活用事業では、二つの大型商業施設のさらなる集客力の強化をはかり、また、新たに病院施設の賃貸を始め、引き続き安定した事業収益を確保しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、82億47百万円（前期比3.3%増）、経常利益は11億23百万円（前期比18.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、固定資産譲渡損等の特別損失を計上したことにより、5億6百万円（前期比36.4%減）となりました。

当社グループは、当連結会計年度より、保有する不動産のさらなる有効活用をはかり、経営判断の迅速化を目的として、事業セグメントの区分方法を見直し、「商業施設賃貸事業」に、前連結会計年度まで「その他の事業」に含まれていた「その他の賃貸事業」「ビルメンテナンス事業」を加え、新たに「不動産活用事業」としております。なお、前連結会計年度との比較については、前連結会計年度のセグメント別を当連結会計年度のセグメント別に組み替えて比較しております。

なお、事業別セグメントの概況は、次のとおりであります。

#### [繊維事業]

マテリアル課の原糸販売は、国内での衣料品販売の不振から、定番糸を中心に荷余り感が発生し販売競争が激化したことを受けて、ポリエステル糸の販売量は減少しました。一方、生地販売はアパレルメーカーの麻生地の取扱量が増加し福井出張所における輸出用生地の販売が好調に推移して、全体では増収となりました。アパレル課は、法人ユニフォームやスポーツ関連商品が引き続き堅調に推移し、百貨店関係の販売も順調に伸ばすことができ大幅な増収となりました。また収益面では、マテリアル課、アパレル課ともに売上を伸ばしたも

のの期初より円安に動いた為替の影響が大きく、減益となりました。

カジュアル課の縫製品関係は、百貨店での「ユミカツラ」や「ミュゼ ジョワイユ」の自社ブランドメンズカジュアル品の売上が、都市型の百貨店では訪日外国人によるインバウンド効果が見られたものの、地方の百貨店には届かず、減収となりました。加えて、他社企画のOEM受注を縮小した結果、全体では大幅な減収となりました。また、収益面では在庫品の評価減があり、大きな損失を計上いたしました。

刺繍レースを扱うフロリア(株)は、刺繍レースファッションの自社企画商品の販売が増えたものの、レース生地や付属品の販売が伸び悩み、減収となりました。

この結果、繊維事業の売上高は41億54百万円(前期比4.7%増)、営業損失は前期に比べ45百万円増加して1億79百万円となりました。

#### [不動産活用事業]

不動産活用事業においては、「イオンモール川口前川」は近隣の大型商業施設に比べ「回遊型ショッピング」ができるお客様の利便性と、生活環境にあった専門店選びが高く評価され、高い集客力を維持しております。また「イオンモール川口」は、開設から31年経つものの近隣のお客様が固定客として定着しております。二つの大型商業施設を主とする不動産活用事業は、引き続き安定した収益基盤を維持しております。賃料収入面においては、「かわぐち心臓呼吸器病院」が11月に賃貸開始したものの、「イオンモール川口」の賃貸期間満了後の契約更新による賃料減額等があり、僅かな減収となりました。利益面では、「かわぐち心臓呼吸器病院」の竣工による減価償却費及び不動産取得税の計上を行った結果、減益となりました。

この結果、不動産活用事業の売上高は24億76百万円(前期比1.3%減)、営業利益は10億66百万円(前期比6.7%減)となりました。

#### [ゴルフ練習場事業]

埼玉興業(株)の「川口・黒浜・騎西の各グリーンゴルフ」練習場は、ゴルフ子供教室や女性教室の人気が続いており、LED照明を導入して環境整備をはかり、夜間に団体や企業を対象にしたゴルフレッスン会等を実施するなど集客方法を工夫して、全体の入場者、売上高ともに増加いたしました。利益面でも、広告費等の経費削減により大幅な増益となりました。

この結果、ゴルフ練習場事業の売上高は8億92百万円(前期比2.2%増)、営業利益は66百万円(前期比246.7%増)となりました。

#### [その他の事業]

当社のギフト事業部営業課の葬祭返礼品販売は、消費者の節約意識がさらに進み、施行規模の小口化や家族葬が増え、大幅な減収減益となりました。ギフト事業部ディアグリーン課の緑化事業は、収益の中心である観葉植物のレンタル契約を維持し、外部造園工事等の関連する業務を手掛けて僅かな増収となりました。また、独自の給水タンク機能とデザイン鉢を組み合わせ商品価値を

高め、良質なメンテナンスで植物の交換費用の削減に努めた結果、増益となりました。

神根サイボー(株)のインテリア施工事業は、大口の工事物件の受注や、一般先の工事を増やして、増収増益となりました。

この結果、その他の事業の売上高は7億24百万円(前期比14.3%増)、営業利益は25百万円(前期比30.8%減)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、15億30百万円であります。主なものは、賃貸目的の病院建設工事が7億40百万円、川口神根地区の再開発に伴う整備工事等が3億84百万円、大型商業施設の維持管理工事が53百万円、ゴルフ練習場の維持管理工事等が1億17百万円であります。

なお、賃貸目的の病院(かわぐち心臓呼吸器病院)は平成27年10月に竣工し、11月から賃貸を開始しております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、今年の4月に「3カ年中期営業計画」の3年目がスタートいたしました。その目標は、「繊維事業の黒字化奪回」と安定した収益を生みだす「不動産活用事業のさらなる拡充」と、当社グループにおける「その他の事業の収益貢献度の向上」であります。

繊維事業の中核であります原糸販売とユニフォームやスポーツ関連商品の販売は、引き続き営業利益を確保いたしました。百貨店での自社ブランド品販売は、個人消費の伸び悩みを背景に低調な動きが続き、繊維事業は3期連続の営業損失を計上いたしました。

その反省を踏まえて何としても、メンズカジュアル商品の百貨店販売の利益を改善するため、昨年からのデザイン力や有力百貨店への新規営業力の向上に熟練した人材を採用、投入してまいりました。「ユミカツラ」「ディレツィオーネ」のブランドリニューアルを実施して、上質感を出せる商品とトータルコーディネートできる商品を揃えて客単価を上げ、ビジネスにも着用できるブランドを展開してまいります。常設百貨店に首都圏の都市型百貨店をさらに開拓して、不採算店舗は積極的に撤退を進め、一方ではネット販売を強化しながら、売上高の増加と利益改善に取り組み、「繊維事業の黒字化奪回」をはかります。

不動産活用事業は、大型商業施設の一つである「イオンモール川口」の契約期間更新に伴う再開発の準備を進め、施設の建て替え等に向けて収益基盤を再構築することが大きな課題であります。二つの大型商業施設について競合他社

に比べて常に優位を維持することで、約4,500人の雇用を確保しており、また昨年11月には高度医療充実策として地域に貢献すべく「かわぐち心臓呼吸器病院」を「イオンモール川口前川」に隣接した本社敷地内に建設、賃貸を開始し、不動産活用事業を拡充いたしました。このような、当社グループの地域密着型の事業展開が、地域社会への大きな貢献活動であると考えております。

引き続き未活用不動産の活用方針を鋭意決定して、不動産活用事業を充実してまいります。

ゴルフ練習場事業は、隣接した「イオンモール川口」の集客力を活かし、お客様に向けた新たなサービスを模索、提供して集客力の向上に努めてまいります。

その他の事業では、ギフト事業部営業課の葬祭返礼品販売は、長引く消費低迷から葬儀の小口化の流れがさらに進み、将来の事業に不安が顕在化したと判断して、今年の4月に取引の大部分を受注していた取引先との取引を解消いたしました。今後は事業性の高いギフト事業部ディアグリーン課の緑化事業を、さらに営業強化してまいります。当社独自の環境にやさしい自動給水システムによる観葉植物のレンタル事業を中心に、外部造園を含むオフィスの環境改善に役立つ事業を展開していきます。インテリア施工事業は、一般施工件数を増加させ事業の安定化を推進します。

以上のような各事業の計画を実現させるため、経営理念の「お客様に喜ばれる商品の提供」を事業の基本として、「株主の皆様へ報いる企業価値の向上」への取組みをさらに推進します。また、新卒採用によるフレッシュな人材確保と、社員の能力開発に資する「教育研修制度」により、人材の育成に注力し、男女差の無い「働きがいのある職場づくり」の推進のために人事制度を見直して、会社組織のさらなる活性化を目指してまいります。

当社グループは、業容の拡充による企業価値の向上を第一義として、社会的責任を全うする観点から内部統制システムを充実させ、企業組織の活性化と社員一人ひとりの法令遵守に意を用いて、内外の信頼と評価をさらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第90期	第91期	第92期	第93期
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	<当連結会計年度> 平成28年3月期
売上高(百万円)	8,477	8,155	7,983	8,247
経常利益(百万円)	1,312	1,218	1,374	1,123
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	494	491	795	506
1株当たり当期純利益	37円00銭	36円87銭	59円81銭	37円96銭
総資産(百万円)	25,498	25,170	28,350	27,510
純資産(百万円)	14,257	14,422	15,399	15,439
1株当たり純資産額	937円99銭	971円05銭	1,038円51銭	1,036円78銭

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
埼玉興業(株)	30百万円	51.56%	ゴルフ練習場の運営、不動産の賃貸
神根サイボー(株)	10百万円	40.00%	インテリア施工
フロリア(株)	74百万円	100.00%	刺繍レースの製造販売

### ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ネットヨタ東埼玉(株)	82百万円	36.58% (18.29%)	自動車販売代理店の経営

(注)議決権比率欄の( )内は、間接所有割合であります。

### (7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品及び事業内容
繊維事業	レーヨン糸、合繊糸、麻生地、ニット製品、刺繍レース、ユニフォーム、衣料品、販促商品の販売
不動産活用事業	商業施設の賃貸、その他不動産の賃貸、ビルメンテナンス
ゴルフ練習場事業	ゴルフ練習場の運営
その他の事業	ギフト商品の販売、自動給水植木鉢の販売及び観葉植物レンタル業、インテリア施工、自動車販売代理店の経営

### (8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
当社	本社：埼玉県川口市 東京支店：東京都中央区 岐阜営業所：岐阜県羽島市
埼玉興業(株)	本社：埼玉県川口市
神根サイボー(株)	本社：埼玉県川口市
フロリア(株)	本社：東京都中央区 工場：栃木県那須烏山市

### (9) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
繊維事業	60名	3名
不動産活用事業	3名	△1名
ゴルフ練習場事業	19名	3名
その他の事業	26名	△2名
全社（共通）	21名	一名
合計	129名	3名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員58名は含んでおりません。  
2. 全社（共通）は、総務及び財務等の管理部門の従業員であります。

### (10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社埼玉りそな銀行	1,531百万円
三井住友信託銀行株式会社	612百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,582,164株(自己株式417,836株を除く。)
- (3) 株主数 1,391名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
埼玉不動産株式会社	2,183千株	16.1%
飯塚元一	1,425千株	10.5%
株式会社埼玉りそな銀行	668千株	4.9%
大栄不動産株式会社	664千株	4.9%
むさし証券株式会社	645千株	4.7%
埼玉興業株式会社	563千株	4.1%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	544千株	4.0%
有限会社エヌ・アイ	500千株	3.7%
株式会社ホテルサイボー	384千株	2.8%
株式会社安藤・間	355千株	2.6%

- (注) 1. 当社は、自己株式417,836株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 埼玉興業株式会社は、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しておりません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

	平成18年第1回 新株予約権	平成19年第2回 新株予約権	平成22年第5回 新株予約権
発行決議日	平成18年6月29日	平成19年6月28日	平成22年6月29日
区分	取締役(注1)	取締役(注1)	取締役(注1)
保有者数	9名	9名	4名
新株予約権の数	320個 (注2)	310個 (注3)	170個
新株予約権の目的となる株式の数	32,000株 (注2)	31,000株 (注3)	17,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	1,041円	881円	485円
権利行使期間	平成20年7月28日から 平成28年6月30日まで	平成21年7月27日から 平成29年6月28日まで	平成24年7月27日から 平成28年6月29日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(注1) 社外取締役が保有する新株予約権はありません。

(注2) 新株予約権320個（普通株式32,000株）のうち、取締役3名が保有する新株予約権30個（普通株式3,000株）については取締役就任前に付与されたものであります。

(注3) 新株予約権310個（普通株式31,000株）のうち、取締役2名が保有する新株予約権20個（普通株式2,000株）については取締役就任前に付与されたものであります。

	平成23年第6回 新株予約権	平成24年第7回 新株予約権	平成25年第8回 新株予約権
発行決議日	平成23年6月29日	平成24年6月28日	平成25年6月27日
区分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)
保有者数	5名	2名	7名
新株予約権の数	280個	120個	290個
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株	12,000株	29,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	461円	390円	519円
権利行使期間	平成25年7月28日から 平成29年6月29日まで	平成26年7月26日から 平成30年6月28日まで	平成27年7月25日から 平成31年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(注) 社外取締役が保有する新株予約権はありません。

	平成26年第9回 新株予約権	平成27年第10回 新株予約権
発行決議日	平成26年6月27日	平成27年6月26日
区分	取締役(注)	取締役(注)
保有者数	9名	9名
新株予約権の数	340個	370個
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株	37,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	508円	596円
権利行使期間	平成28年7月29日から 平成32年6月27日まで	平成29年7月28日から 平成33年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)

(注) 社外取締役が保有する新株予約権はありません。

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。
  - ② 新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
  - ③ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
付与しておりません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
飯塚博文	代表取締役会長	埼玉興業(株)代表取締役社長
飯塚剛司	代表取締役社長	(株)ホテルサイボー代表取締役社長 彩貿(上海)貿易有限公司法定代表人
藤井孝男	専務取締役	管理本部長兼財務部長 フロリア(株)代表取締役会長
飯塚榮一	専務取締役	繊維事業本部長営業第一・二・三グループ担当
金子康浩	取締役	社長室長兼内部統制室長
飯野和彦	取締役	総務部長兼ギフト事業部長
飯塚元一	取締役	埼玉不動産(株)代表取締役社長
飯塚将	取締役	不動産開発事業部長
飯塚豊	取締役	東京支店支店長兼総務部担当
西原京子	取締役	日産証券(株)監査役
角谷勝彦	常勤監査役	
清水秀雄	監査役	公認会計士、税理士 (株)タムロン社外取締役
錦戸景一	監査役	弁護士 パイオニア(株)社外監査役
浅子正明	監査役	公認会計士 (株)システムソフト社外取締役

- (注) 1. 西原京子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役全員は、社外監査役であります。  
 3. 監査役清水秀雄氏及び浅子正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役西原京子氏及び監査役角谷勝彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 5. 永田和久氏は、平成27年6月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役11名 169百万円（当該事業年度に係る報酬等。うち社外取締役1名  
2百万円）

監査役4名 25百万円（当該事業年度に係る報酬等。全て社外監査役）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記取締役の報酬等の額にはストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額1百万円を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額（取締役10名 11百万円、監査役4名 1百万円）が含まれております。
4. 上記のほか、平成27年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は、取締役1名 2百万円であります。なお、当事業年度並びに当事業年度以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役西原京子氏は、日産証券株式会社の監査役であります。

なお、当社は同社に有価証券の一部を預け入れております。

監査役清水秀雄氏は、株式会社タムロンの社外取締役であります。

監査役錦戸景一氏は、パイオニア株式会社の社外監査役であります。

監査役浅子正明氏は、株式会社システムソフトの社外取締役であります。

監査役が兼務する企業と当社の間での取引はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### (ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	出席状況
取締役	西原 京子	取締役会13回のうち11回に出席しております。
監査役	角谷 勝彦	取締役会13回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席しております。
監査役	清水 秀雄	取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席しております。
監査役	錦戸 景一	取締役会13回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席しております。
監査役	浅子 正明	取締役会13回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席しております。

(イ) 取締役会等での発言状況

社外取締役は、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役は、各人の専門的見地からの発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	34百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では平成27年4月24日開催の取締役会で一部改定を決議しております。その内容は以下の通りであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、当該規程において法令等の遵守が経営の最重要課題である旨を明記し、これに基づく具体的な行動準則を規定しております。さらに当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取ります。
  - ② 代表取締役社長直轄の内部統制室において、「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」の浸透を図り、取締役を含む全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を原則年1回以上行います。また、「内部監査規程」に基づき、内部統制室が定期的に業務運営の状況を監査し、業務の合法性及び社内規程の遵守状況を確認します。
  - ③ 各取締役は、他の取締役の職務の執行に関し、取締役会における十分な審議を通じて適切に監視監督義務を遂行します。
  - ④ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款その他社内規程に適合するための体制について、取締役が適切に運用、改善しているかについて監視・検証し、必要に応じて助言又は勧告等を行います。
  - ⑤ 法令・定款・社内規範等において疑義のある行為については、企業団体の役員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を内部統制室に設置・運営します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載、記録した文書、電子媒体等については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
  - ② これらの情報の保存・管理状況については、内部統制室が定期的に確認を行います。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社では、事業活動に係るリスクについて、各部門で管理するとともに、「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長をリスク管理責任者として総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
  - ② 当社が認識するリスクを適切に管理し危険発生を防止するために「内部監査規程」に基づき内部統制室が定期的に内部監査プログラムを実行し、その監査結果は必要に応じて取締役会に報告します。
  - ③ 上記の監査結果に基づき、取締役会は関連する社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合に備え、迅速且つ組織的な対応により被害を最小限に抑えるための体制を整えます。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による重要事項の意思決定に基づく業務執行につき、「職務権限規程」に基づき、予め各取締役の権限及び責任の所在並びに執行方法の詳細を明確化し、職務の執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ② 各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制とします。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促します。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の取締役等及び使用人の業務の適正を確保するため、主管部門としてグループ会社管理課を設置し、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行います。
  - ② 当該部門は、子会社の取締役等及び使用人の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議の体制を構築します。また、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を整えます。
  - ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営が行われることを確保するために、子会社を含めた企業集団としての中期（3カ年）及び年度事業計画等を定め、その共有を図り推進します。
  - ④ 「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が子会社の取締役等及び使用人の業務の適正性につき定期的な内部監査を実行し、必要に応じてその結果を当社の取締役会に報告します。
- #### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くこととします。
  - ② 当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意を必要とし、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 常勤監査役は「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、また、必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、業務執行状況の確認を行います。また、「監査役監査基準」に基づき、経営・業績に影響を及ぼす重要事項について、監査役がその都度報告を受ける体制を確保します。
  - ② 上記報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底します。
  - ③ 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査方針の策定及び監査役の職務分担等を行い、代表取締役社長との定期的な会合、内部統制室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保します。
  - ④ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いもしくは償還又は負担した債務の債権者に対する弁済等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理します。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整えます。
  - ② 財務報告に係る内部統制システムの運用にあたり、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検及び内部統制室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築します。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。※（ ）内は当期の開催頻度

### (1) 内部統制システム全般

- ① 当社では、会社法に係る「業務の適正を確保するための体制」及び金融商品取引法に係る「財務報告の信頼性を確保するための体制」の整備・運用に対応するため、毎期、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、当期の方針として重点課題及び改善に取り組んでいます。



- ② 上記の体制を推進する組織として、代表取締役社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、内部統制の推進に必要な事項の協議、監査結果の報告、改善策の検討、改善状況の報告等を行っています（※3回開催）。

## (2) コンプライアンス及びリスク管理体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」は、子会社を含む主要な事業所でポスター掲示、グループ社員証への掲載及び規程類の社内イントラネットへの掲載により周知を図っています。
- ② コンプライアンス及びリスク管理に関する研修は、全社員が集まる社内行事で定期的に行われ（※1回開催）、必要に応じて階層別の研修も実施しています。
- ③ 内部通報制度であるヘルプラインは、内部統制室に対応窓口を設け、通報案件については「ヘルプライン規程」に基づく適正なプロセスで運営しています。

## (3) 情報保存管理体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載・記録した文書は、「文書管理規程」に基づき、内部統制室で適切に保管・管理しています。
- ② 当期は、「情報セキュリティ」及び「個人情報保護法（特定個人情報保護法を含む）」について研修を実施し、関連規程の見直しを行いました。

## (4) グループ会社管理体制

当社では、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行う部署としてグループ会社管理課を設置し、「グループ会社管理規程」に基づき、事業内容の定期報告及び重要案件の事前協議の体制を構築しています。また、当該部門では、連結子会社連絡会議を四半期毎に開催し（※3回開催）、子会社の経営状況及び事業計画の進捗管理を行っています。

## (5) 取締役の職務執行

- ① 取締役会は、当社の経営管理の意思決定機関として、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針に関する意思決定をするとともに、各取締役の職務執行を監督しています（※13回開催）。
- ② 代表取締役社長は、各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制を構築しています（※12回開催）。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議（SB会議）を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促しています（※4回開催）。

## (6) 監査役監査の実効性確保

- ① 監査役会は、監査方針及び職務分担に従い、監査役監査の実施状況の報告及び重要な決裁書類の閲覧等を行い、必要に応じて会計監査人、内部統制室及び当社の役職員に対し説明を求め、情報の共有化を図っています（※13回開催）。
- ② 常勤監査役は、「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、事業所及び子会社往査を通じて当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により業務執行状況の確認を行っています。
- ③ 監査役（会）は、会計監査人及び内部統制室との合同会合を定期的に開催し（※4回開催）、または個別開催により監査計画、監査結果等の意見交換を行い、三様監査の相互連携を図っています。また、監査役会は、代表取締役社長（※2回開催）及び社外取締役（※2回開催）とも定期的に意見交換を実施し、経営方針の理解に努め、的確な監督・監視機能を発揮しています。
- ④ 監査役職務を補助する使用人として、内部統制室と兼務する補助使用人を1名選任しており、当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意が必要であり、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令は受けない旨を「監査役監査基準」等に明記しています。

## (7) 内部監査の実施

代表取締役社長直轄の内部統制室（内部監査部門）は、每期、「内部監査計画書」を策定し、内部統制システムの整備・運用状況を中心にモニタリングして監査結果及び是正案については内部統制委員会で報告しています。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

平成28年 3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,246,834</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,664,552</b>
現金及び預金	2,625,541	支払手形及び買掛金	590,042
受取手形及び売掛金	892,103	短期借入金	300,000
リース投資資産	108,690	1年内返済予定長期借入金	421,008
有価証券	158,513	リース債務	123,664
たな卸資産	1,077,823	未払法人税等	160,323
繰延税金資産	63,366	賞与引当金	58,106
その他	321,494	役員賞与引当金	5,920
貸倒引当金	△699	その他	1,005,487
<b>固定資産</b>	<b>22,263,418</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,406,481</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>17,483,703</b>	長期借入金	1,422,229
建物及び構築物	10,718,255	リース債務	243,932
機械装置及び運搬具	3,476	繰延税金負債	16,923
工具器具及び備品	44,806	役員退職慰労引当金	229,024
土地	6,629,341	退職給付に係る負債	144,641
リース資産	34,114	長期預り保証金	7,154,581
建設仮勘定	53,710	その他	195,148
<b>無形固定資産</b>	<b>11,047</b>	<b>負債合計</b>	<b>12,071,033</b>
投資その他の資産	4,768,667	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	4,270,450	<b>株主資本</b>	<b>13,498,249</b>
繰延税金資産	11,469	資本金	1,402,000
リース投資資産	253,233	資本剰余金	870,673
その他	257,023	利益剰余金	11,641,164
貸倒引当金	△23,509	自己株式	△415,588
		その他の包括利益累計額	282,309
		その他有価証券評価差額金	336,390
		繰延ヘッジ損益	△5,314
		退職給付に係る調整累計額	△48,767
		<b>新株予約権</b>	<b>23,731</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,634,928</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>15,439,218</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,510,252</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>27,510,252</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

平成27年 4月 1日から

平成28年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,247,814
売 上 原 価		5,710,348
売 上 総 利 益		2,537,465
販売費及び一般管理費		1,572,315
営 業 利 益		965,149
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	127,344	
保険解約返戻金	43,340	
持分法による投資利益	131,214	
そ の 他	59,991	361,890
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67,244	
有 価 証 券 運 用 損	82,584	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	31,368	
そ の 他	22,793	203,991
経 常 利 益		1,123,049
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	3,906	
新株予約権戻入益	1,739	5,645
特 別 損 失		
固定資産除却損	47,543	
固定資産売却損	17,169	
減 損 損 失	50,657	
固定資産譲渡損	173,151	
関係会社出資金評価損	13,623	302,145
税金等調整前当期純利益		826,548
法人税、住民税及び事業税	338,121	
法 人 税 等 調 整 額	△93,100	245,021
当 期 純 利 益		581,527
非支配株主に帰属する当期純利益		75,213
親会社株主に帰属する当期純利益		506,314

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,402,000	868,184	11,316,833	△379,153	13,207,863
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△181,982		△181,982
親会社株主に帰属する 当期純利益			506,314		506,314
自己株式の処分		2,489		10,555	13,044
自己株式の取得				△46,989	△46,989
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,489	324,331	△36,434	290,386
当 期 末 残 高	1,402,000	870,673	11,641,164	△415,588	13,498,249

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当 期 首 残 高	660,966	△10,386	△10,416	640,162	25,007	1,526,884	15,399,918
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△181,982
親会社株主に帰属する 当期純利益							506,314
自己株式の処分							13,044
自己株式の取得							△46,989
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△324,575	5,072	△38,350	△357,853	△1,276	108,044	△251,085
当期変動額合計	△324,575	5,072	△38,350	△357,853	△1,276	108,044	39,300
当 期 末 残 高	336,390	△5,314	△48,767	282,309	23,731	1,634,928	15,439,218

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社  
連結子会社の名称 神根サイボー(株)、埼玉興業(株)、フロリア(株)
- (2) 主要な非連結子会社の名称等  
主要な非連結子会社の名称 彩貿(上海)貿易有限公司、日宇産業(株)  
非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 1社  
持分法適用の関連会社の名称 ネットヨタ東埼玉(株)
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(彩貿(上海)貿易有限公司、日宇産業(株)及び関連会社(株)NTワークス)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)  
その他有価証券  
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。  
製品・商品、原材料、仕掛品 主として移動平均法  
貯蔵品 主として最終仕入原価法

- ③ デリバティブの評価基準及び評価方法  
デリバティブ 時価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)  
平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物6～50年、機械装置及び運搬具2～15年であります。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法によっております。  
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
  - ③ 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。
  - ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。また、転リース取引については、リース料受取時に転リース差益を営業外収益に計上する方法によっております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法  
為替予約については、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を行っております。  
また、金利スワップについては、繰延ヘッジ処理をしております。
  - ② 退職給付に係る負債  
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。  
また、持分法適用の関連会社であるネットヨタ東埼玉㈱は、原則法を採用しており、当社持分に見合う額を退職給付に係る調整累計額に計上しております。
  - ③ 消費税等の会計処理方法  
税抜方式を採用しております。  
控除対象外消費税等は当連結会計年度の期間費用としております。

## (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由(会計基準等の名称)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

## (表示方法の変更)

### 連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「保険解約返戻金」(前連結会計年度36,695千円)及び営業外費用の「その他」に含めておりました「有価証券運用損」(前連結会計年度6,570千円)、「デリバティブ評価損」(前連結会計年度7,132千円)は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「投資有価証券売却却損」(当連結会計年度8,980千円)及び営業外費用の「投資有価証券売却却損」(当連結会計年度11,209千円)は、重要性がなくなったため、営業外収益及び営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

## (追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。



(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
  - 土地 1,825,675千円
  - 建物及び構築物 5,856,678千円
- 担保に係る債務の金額
  - 1年内返済予定長期借入金 421,008千円
  - 1年内長期預り保証金(流動負債の「その他」) 490,000千円
  - 前受収益(流動負債の「その他」) 34,004千円
  - 長期借入金 1,422,229千円
  - 長期預り保証金 4,328,123千円
  - 長期前受収益(固定負債の「その他」) 56,989千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,329,809千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産除却損  
建物及び構築物の解体撤去費用であります。
2. 固定資産売却損  
当連結会計年度において連結会社間の土地の売買により発生した損失であります。  
なお、当該損失は未実現損失として消去を行わず、固定資産売却損として表示しております。
3. 減損損失

(1) 減損損失を計上した資産

用途	種類	場所
繊維事業部営業設備	建物及び構築物	東京都中央区
遊休資産	建物及び構築物	埼玉県川口市

(2) 減損損失の認識に至った経緯及び算定方法

繊維事業は、市場情勢の変化、同業者間との価格競争に伴い、当連結会計年度において業績の改善には至りませんでした。また、遊休資産は今後の使用見込みが無くなった賃貸不動産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。

(3) 減損損失の金額

種類	建物及び構築物
金額	50,657千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、原則として管理会計上の区分を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として区分しております。

4. 固定資産譲渡損  
当社が進めている川口神根地区の再開発に伴い、川口市に譲渡した構築物等であり、

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 14,000,000株
2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	90,956千円	7円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	91,026千円	7円	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,131千円	7円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

(注)平成28年6月28日開催第93回定時株主総会で付議いたします。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 173,000株

## (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については銀行への預入れのほか、主に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替の変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としております。投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、純投資目的、または取引強化のため相互保有しているものであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、製品の輸入に伴う外貨建て営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものは、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、定期的に有効性の評価が取締役に報告されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注)2をご参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,625,541	2,625,541	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	892,103 △608		
	891,495	891,495	—
(3) リース投資資産(流動資産) 貸倒引当金(*1)	108,690 △75		
	108,614	126,247	17,632
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	90,000	90,190	190
② その他有価証券	2,608,664	2,608,664	—
(5) リース投資資産(固定資産) 貸倒引当金(*1)	253,233 △199		
	253,034	315,082	62,048
資産計	6,577,351	6,657,223	79,871
(1) 支払手形及び買掛金	590,042	590,042	—
(2) 短期借入金	300,000	300,000	—
(3) 1年内返済予定長期借入金	421,008	421,008	—
(4) 長期借入金	1,422,229	1,463,338	41,109
(5) 長期預り保証金	7,154,581	6,877,293	△277,288
負債計	9,887,861	9,651,683	△236,178
デリバティブ取引(*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,028)	(24,028)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(6,404)	(6,404)	—
デリバティブ取引計	(30,432)	(30,432)	—

(\*1) 受取手形及び売掛金、流動資産及び固定資産のリース投資資産に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産(流動資産)及び(5) リース投資資産(固定資産)

これらの時価については、契約ごとに将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。また、担保を設定している部分は、信用リスクを上乗せしない利率で割り引いた現在価値によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金及び(3) 1年内返済予定長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り保証金

保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを上乗せた利率で割り引いた現在価値によっております。また、建設協力金のうち十分な担保を設定しているものは、信用リスクを上乗せしない利率で割り引いた現在価値によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,730,299

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

## (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、埼玉県を中心に賃貸商業施設、賃貸住宅等を所しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
12,690,184	2,547,083	15,237,268	29,640,562

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、病院施設の新設1,907,283千円であります。

3. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却によるものであります。

4. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

(単位：千円)

連結損益計算書における金額			
営業収益	営業費用	営業利益	その他損益
2,323,550	1,547,155	776,394	△278,040

(注)1. 営業収益及び営業費用は、賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)であり、それぞれ「売上高」及び「売上原価・販売費及び一般管理費」に計上されております。

2. その他損益は、特別損失に計上された「固定資産除却損」47,543千円、「固定資産売却損」17,169千円、「減損損失」40,175千円、「固定資産譲渡損」173,151千円であります。

## (退職給付に関する注記)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規定に基づく退職一時金制度を採用しております。また、当社は、定年退職者を対象とした中小企業退職金共済制度等に加入しております。

### 2. 中小企業退職金共済制度等

#### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	138,568千円
退職給付費用	28,727千円
退職給付の支払額	△9,114千円
制度への拠出額	△13,540千円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>144,641千円</u>

#### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	290,045千円
年金資産	△145,404千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>144,641千円</u>

<u>退職給付に係る負債</u>	<u>144,641千円</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>144,641千円</u>

#### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,727千円
----------------	----------

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,036円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円96銭    |

## (重要な後発事象に関する注記)

当社は、資産の効率化及び財務体質の向上を図るため、保有する投資有価証券の一部（非上場株式1銘柄）を平成28年4月5日に売却したことにより、平成29年3月期決算において、投資有価証券売却益418,032千円を特別利益に計上いたします。

# 貸 借 対 照 表

平成28年 3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,411,446</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,492,727</b>
現金及び預金	1,057,586	支払手形	279,115
受取手形	196,168	買掛金	294,323
売掛金	541,231	短期借入金	300,000
リース投資資産	108,690	1年内返済予定長期借入金	421,008
有価証券	73,594	リース債務	121,237
たな卸資産	1,012,660	未払金	112,589
短期貸付金	50,399	未払費用	55,405
繰延税金資産	61,132	未払法人税等	142,809
その他	310,516	賞与引当金	45,324
貸倒引当金	△533	1年内長期預り保証金	615,642
<b>固定資産</b>	<b>19,976,273</b>	その他	105,271
<b>有形固定資産</b>	<b>16,047,160</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,320,218</b>
建物	9,882,699	長期借入金	1,422,229
構築物	439,438	リース債務	238,138
車両及び運搬具	1,336	退職給付引当金	101,065
工具器具及び備品	39,350	役員退職慰労引当金	178,921
土地	5,604,320	長期預り保証金	7,167,793
リース資産	26,305	長期前受収益	153,018
建設仮勘定	53,710	繰延税金負債	16,923
<b>無形固定資産</b>	<b>10,150</b>	その他	42,129
ソフトウェア	10,150	<b>負債合計</b>	<b>11,812,945</b>
投資その他の資産	3,918,962	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	3,331,805	<b>株主資本</b>	<b>11,310,227</b>
関係会社株式	82,540	資本金	1,402,000
出資金	100	資本剰余金	834,626
関係会社出資金	32,266	資本準備金	825,348
関係会社長期貸付金	78,833	その他資本剰余金	9,277
破産更生債権等	4,944	<b>利益剰余金</b>	<b>9,257,685</b>
リース投資資産	253,233	利益準備金	266,398
その他	180,470	その他利益剰余金	8,991,286
貸倒引当金	△45,229	配当準備積立金	180,000
		固定資産圧縮積立金	63,520
		特別償却準備金	26,505
		別途積立金	7,839,000
		繰越利益剰余金	882,261
		<b>自己株式</b>	<b>△184,084</b>
		評価・換算差額等	240,815
		その他有価証券評価差額金	246,129
		繰延ヘッジ損益	△5,314
		新株予約権	23,731
		<b>純資産合計</b>	<b>11,574,774</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,387,719</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,387,719</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
売 上 高	4,258,978	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,726,682	6,985,660
売 上 原 価		
売 上 原 価	3,465,365	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,256,975	4,722,341
売 上 総 利 益		2,263,319
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,465,189
営 業 利 益		798,130
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	125,840	
転 リ ー ス 差 益	21,331	
そ の 他	16,381	163,553
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67,193	
有 価 証 券 運 用 損	82,584	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	31,368	
そ の 他	39,386	220,532
経 常 利 益		741,150
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,906	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,739	5,645
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,800	
減 損 損 失	10,956	
固 定 資 産 譲 渡 損	173,151	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	13,623	215,531
税 引 前 当 期 純 利 益		531,263
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	298,034	
法 人 税 等 調 整 額	△93,808	204,225
当 期 純 利 益		327,038

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,402,000	825,348	6,788	266,398	8,856,078	△127,859	11,228,755
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△191,830		△191,830
当期純利益					327,038		327,038
自己株式の処分			2,489			10,555	13,044
自己株式の取得						△66,780	△66,780
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	2,489	—	135,208	△56,225	81,472
当 期 末 残 高	1,402,000	825,348	9,277	266,398	8,991,286	△184,084	11,310,227

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	529,391	△10,386	519,004	25,007	11,772,767
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△191,830
当期純利益					327,038
自己株式の処分					13,044
自己株式の取得					△66,780
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△283,261	5,072	△278,188	△1,276	△279,465
当期変動額合計	△283,261	5,072	△278,188	△1,276	△197,993
当 期 末 残 高	246,129	△5,314	240,815	23,731	11,574,774



(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配当準備 積立金	固定資産圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	180,000	62,894	29,359	7,539,000	1,044,824	8,856,078
当期変動額						
剰余金の配当					△191,830	△191,830
当期純利益					327,038	327,038
固定資産圧縮積立 金の取崩		△856			856	—
特別償却準備金の取崩			△3,546		3,546	—
税率変更による 積立金の調整額		1,482	691		△2,173	—
別途積立金の積立				300,000	△300,000	—
当期変動額合計	—	625	△2,854	300,000	△162,562	135,208
当期末残高	180,000	63,520	26,505	7,839,000	882,261	8,991,286

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）  
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
移動平均法による原価法  
時価のないもの
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。  
繊維部門 移動平均法
  - (3) デリバティブの評価基準及び評価方法  
デリバティブ 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は、建物6～50年、構築物10～20年であります。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。また、転リース取引については、リース料受取時に転リース差益を営業外収益に計上する方法によっております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) ヘッジ会計の方法  
為替予約については、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を行っております。  
また、金利スワップについては、繰延ヘッジ処理をしております。
  - (2) 消費税等の会計処理方法  
税抜方式を採用しております。  
控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

#### (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

##### 1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

##### 2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

##### 3. 計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

#### (表示方法の変更)

##### 貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「前受収益」（当事業年度38,344千円）は、重要性がなくなったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

##### 損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「転リース差益」（前事業年度16,286千円）及び営業外費用の「その他」に含めておりました「有価証券運用損」（前事業年度6,570千円）、「デリバティブ評価損」（前事業年度7,132千円）は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「投資有価証券売却益」（当事業年度8,980千円）及び営業外費用の「投資有価証券売却損」（当事業年度11,209千円）は、重要性がなくなったため、営業外収益及び営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	70,031千円
長期金銭債権	78,833千円
短期金銭債務	27,921千円
長期金銭債務	62,827千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	13,105,210千円
3. 担保に供している資産	
土地	1,556,506千円
建物	5,546,581千円
担保に係る債務の金額	
1年内返済予定長期借入金	421,008千円
1年内長期預り保証金	490,000千円
前受収益（流動負債の「その他」）	34,004千円
長期借入金	1,422,229千円
長期預り保証金	4,328,123千円
長期前受収益	56,989千円

### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業収益（売上高等）	374,114千円
営業費用（仕入高等）	77,516千円
営業取引以外の取引	32,417千円
2. 固定資産除却損	
構築物の解体撤去費用であります。	
3. 減損損失	
(1) 減損損失を計上した資産	

用途	種類	場所
繊維事業部営業設備	建物及び構築物	東京都中央区

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯及び算定方法

繊維事業は、市場情勢の変化、同業者間との価格競争に伴い、当事業年度において業績の改善には至りませんでした。このため、当資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。

#### (3) 減損損失の金額

種類	建物	構築物
金額	5,222千円	5,733千円

#### (4) 資産のグルーピングの方法

当社は、原則として管理会計上の区分を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として区分しております。

4. 固定資産譲渡損	
当社が進めている川口神根地区の再開発に伴い、川口市に譲渡した構築物等であり、	

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	417,836株
-------------------	------	----------

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	9,589千円
賞与引当金	13,914千円
たな卸資産評価損	22,026千円
その他	15,601千円
繰延税金資産（流動）合計	<u>61,132千円</u>
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	30,824千円
役員退職慰労引当金	54,570千円
投資有価証券評価損	103,891千円
減損損失	59,704千円
その他	108,731千円
繰延税金資産（固定）小計	<u>357,723千円</u>
評価性引当額	<u>△227,848千円</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>129,875千円</u>
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△27,875千円
特別償却準備金	△10,680千円
その他有価証券評価差額金	△108,013千円
その他	△228千円
繰延税金負債（固定）合計	<u>△146,798千円</u>
繰延税金負債（固定）の純額	<u>△16,923千円</u>

### 2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

## (退職給付に関する注記)

### 1. 退職給付制度の概要

退職金規定に基づく退職一時金制度のほか、定年退職者を対象とした中小企業退職金共済制度等に加入しております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	237,861千円
年金資産残高	<u>△136,796千円</u>
退職給付引当金	<u>101,065千円</u>

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	850円46銭
2. 1株当たり当期純利益	23円87銭

## (重要な後発事象に関する注記)

当社の投資有価証券の一部（非上場株式1銘柄）売却について連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

サイボー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 淳 一 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

サイボー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 淳 一 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

サイボー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	角 谷 勝 彦 印
社外監査役	清 水 秀 雄 印
社外監査役	錦 戸 景 一 印
社外監査役	浅 子 正 明 印

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第93期の期末配当につきましては、当期の収益の状況と次期の見通しを勘案して、安定配当の継続を基本として、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額95,075,148円

(中間配当金1株につき7円を加えた年間配当金は1株につき14円となります。)

##### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 150,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 150,000,000円

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役飯塚博文、飯塚榮一、金子康浩、飯野和彦、西原京子の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために社外取締役1名を含め、取締役5名の選任をお願いするものであります。

社内取締役候補者は、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と決断力を有しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。また、社外取締役候補者につきましては、注記に記載のとおりであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	飯塚博文 (昭和8年8月22日生)	昭和33年5月 当社入社 昭和47年7月 当社取締役労務次長就任 昭和59年6月 当社専務取締役就任 平成4年7月 当社代表取締役社長就任 平成15年6月 当社代表取締役会長就任(現任) <重要な兼職の状況> 埼玉興業(株)代表取締役社長	210,500株
2	飯塚榮一 (昭和26年8月29日生)	昭和49年3月 当社入社 平成14年10月 当社アパレル事業部事業部長就任 平成15年6月 当社取締役アパレル事業部事業部長就任 平成19年10月 当社取締役繊維事業副本部長営業第二・三グループ担当就任 平成22年6月 当社常務取締役繊維事業本部長営業第二・三グループ担当就任 平成25年6月 当社専務取締役繊維事業本部長営業第二・三グループ担当就任 平成27年6月 当社専務取締役繊維事業本部長営業第一・二・三グループ担当就任(現任)	168,000株
3	金子康浩 (昭和20年9月15日生)	昭和44年3月 当社入社 平成13年10月 当社東京支店支店長就任 平成17年6月 当社取締役東京支店支店長就任 平成19年10月 当社取締役社長室長就任 平成21年12月 当社取締役社長室長兼内部統制室長就任(現任)	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する当社の 株式数
4	にし はら きょう こ 西原京子 (昭和31年11月24日生)	平成9年6月 日産証券(株)常勤監査役就任 平成12年6月 同社取締役就任 平成20年6月 同社顧問就任 平成20年6月 当社取締役就任(現任) 平成26年6月 日産証券(株)監査役就任(現任)	10,000株
5	し みず ひで お 清水秀雄 (昭和19年7月21日生)	昭和45年3月 公認会計士登録 昭和48年1月 税理士登録 平成15年6月 当社監査役就任(現任) <重要な兼職の状況> (株)タムロン社外取締役	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西原京子氏及び清水秀雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は西原京子氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 西原京子氏につきましては、会社役員として培われた知識と見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
- ② 清水秀雄氏につきましては、直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として財務及び会計に精通し、高い見識と幅広い経験を有しておられ、これまでの社外監査役としての経験をもとに、独立・公正な立場で経営監督機能を果たしていただけると判断したものであります。なお、同氏は現に当社の社外監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって13年となります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。西原京子氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また、清水秀雄氏の選任が承認された場合には、同氏と同様の契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	角谷勝彦 (昭和20年12月24日生)	平成9年6月 (株)あさひ銀行（現(株)埼玉りそな銀行）常勤監査役就任 平成14年6月 不二サッシ(株)代表取締役専務執行役員就任 平成20年6月 当社監査役就任（現任）	1,000株
2	錦戸景一 (昭和28年5月2日生)	昭和60年4月 弁護士登録 平成6年1月 光和総合法律事務所パートナー（現任） 平成17年6月 当社監査役就任（現任） <重要な兼職の状況> パイオニア(株)社外監査役	0株
3	浅子正明 (昭和19年11月4日生)	昭和47年11月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和63年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員 平成11年7月 同法人代表社員 平成21年12月 同法人退所 平成22年1月 日本公認会計士協会自主規制業務本部勤務 平成26年6月 当社監査役就任（現任） <重要な兼職の状況> (株)システムソフト社外取締役	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者全員は、社外監査役候補者であります。なお、当社は角谷勝彦氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
- ① 角谷勝彦氏につきましては、長年金融機関および他社の監査役として勤務しており、豊富な業務経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

- ② 錦戸景一氏につきましては、直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として専門的な見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
- ③ 浅子正明氏につきましては、直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。角谷勝彦氏、錦戸景一氏及び浅子正明氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。各人の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
まいざわさちお 米澤幸男 (昭和25年11月20日生)	昭和44年3月 当社入社 平成27年11月 当社財務部部長代理就任(現任) <重要な兼職の状況> フロリア㈱代表取締役社長	100株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米澤幸男氏は、長年にわたり財務及び経理業務の経験を重ね、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
3. 米澤幸男氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

## 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される飯野和彦氏および監査役を退任される清水秀雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
飯 野 和 彦 <small>い い の か ず ひ こ</small>	平成17年6月 当社取締役 現在に至る
清 水 秀 雄 <small>し み ず ひ で お</small>	平成15年6月 当社非常勤監査役 現在に至る

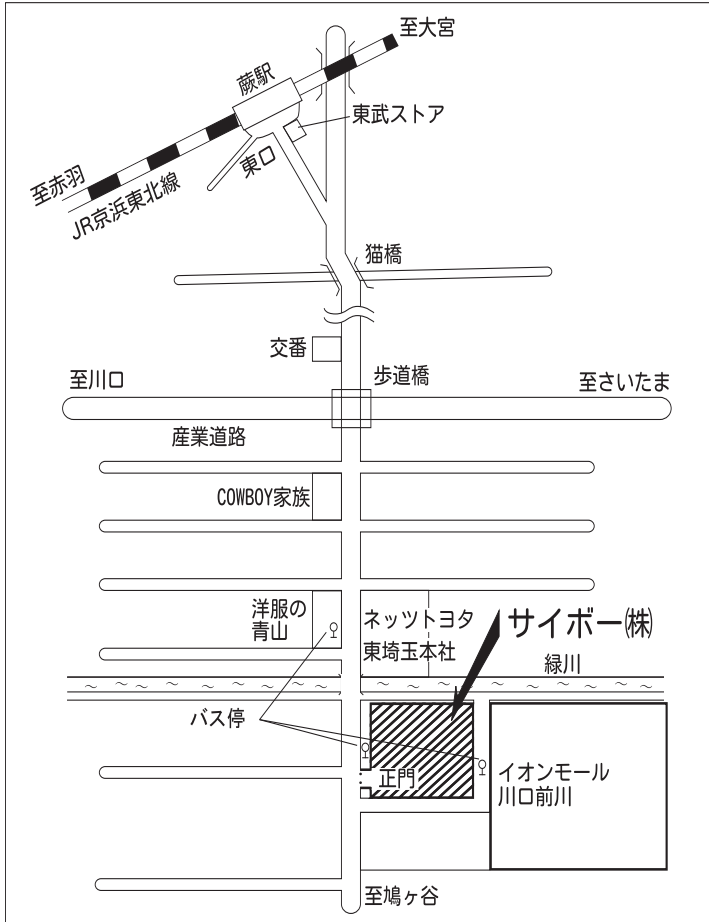
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川口市前川1丁目1番70号

**サイボー株式会社**

当社3階会議室



## 最寄駅

JR京浜東北線 蕨駅東口下車 約2km

国際興業バス蕨駅東口③バス停

- ・上青木交番・鳩ヶ谷駅経由 新井宿駅行き
- ・イオンモール川口前川行き イオンモール川口前川下車